- 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。 事実及び理由

## 当事者の求めた裁判

(1)

- コット人 投訴人 () 原判決を取り消す。 2) 被控訴人北海道警察本部長が控訴人に対し原判決別紙開示請求文書目録記載の文書について平成13年12月 () \*\*・ハウ書ー部非関示決定(違反者に係る部分を除く。)を取り消す。 () \*\*・ハウ書ー部非関示決定(違反者に係る部分を除く。)を取り消す。
- 27日にした公文書―部非開示決定(違反者に係る部分を除く。)を取り消す。 (3) 被控訴人北海道公安委員会が控訴人に対し平成15年8月1日にした原判決別紙開示請求文書目録記載の文書につき被控訴人北海道警察本部長がした平成13年12月27日付公文書―部非開示決定についての審査請求に係る裁 決を取り消す
  - 訴訟費用は第1,2審とも被控訴人らの負担とする。
  - 被控訴人ら

主文同旨

事案の概要

次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」に記載のとおりであるから、これを引用する。\_\_\_\_\_\_

バル・30。 原判決2頁20行目の「違反者の氏名に係る部分」を「違反者に係る部分」と改める。 同5頁8行目の末尾に改行して以下のとおり加え,同頁9行目の「カ」を「キ」と,同頁17行目の「キ」を「 ク」とそれぞれ改める。

法322条1項所定の供述書に当たるから,刑事訴訟法198条2項,4項及び5項の手続は問題とならない。」 当裁判所の判断

第3 当裁判所の判断 当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決 「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。 1 原判決 15頁14行目の末尾に改行して以下のとおり加える。 「なお、控訴人は、開示請求文書が公開対象とされる文書に当たらない場合には、文書不存在として本件条例17条に基づく通知がされるべきであることを前提に、被控訴人本部長が本訴において本件公文書が公開対象とされる文書に当たらないとの理由を追加することは許されない旨主張するが、本件条例17条の開示請求に係る公文書が存在しないときとは、その文言に照らし、開示請求に係る公文書が物理的に存在しない場合をいい、開示請求に係る公文書は存在するが、それが本件条例41条の定める本件条例の適用除外文書である場合には、本件条例14条で開示等の決定をすべきであると関するのが相当である(そのように対し、

9 へき とめると解するのが相当とめる(そのように解したがらというと開ぶ請求者には何らの不利益もないことは明らかである。)。したがって、控訴人の主張は理由がない。」
2 同15頁20行目の冒頭から同頁24行目の「同公文書は」までを以下のとおり改める。
「刑事訴訟法53条の2に規定する訴訟に関する書類とは、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類であると解するのが相当であるところ、交通事件原票及びその付属書類である本件公文書は、刑事事件である道路交通法違反事件を処理するために作成されるものであるから、全体として被疑・被告事件に関して作成された書類であるこ

法違反事件を処理するために作成されるものであるから、全体として被疑・被告事件に関して作成された書類であることは明らかである。本件公文書は、」 3 同17頁7日の末尾に改行して以下のとおり加える。 「また、控訴人は、本件公文書には違反者の供述書部分が存在するが、これについて刑事訴訟法198条2項、4項及び5項所定の手続はなされていないから、本件公文書が細分化できない一つの「訴訟に関する書類」であるとすると、本件公文書は全体として違法性を帯び、違憲の疑いもある旨主張する。しかし、交通事件原票は、反則金不納付等により事件を検察庁に送致する場合に検察庁に送られるものである(乙8)ところ、交通事故原票のうち違反者の供述書部分は、その形式からして、違反者が自らの意思に基づき自ら作成したものであることは明らかであるから、当該を件が刑事裁判に移行した場合には刑事訴訟法322条1項所定の供述書となり得るものであり、交通事故原票の違反者の供述書部分が訴訟に関する書類に当たることは明らかである。そして、当該部分が訴訟に関する書類である限りにおいては、本件原処分の取消訴訟である本件においては、交通事件原票の違反者の供述書部分が控訴人が主張するように刑事訴訟法、憲法に違反するかどうかについて判断するまでもないものというべきである。」 第4 結論

よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。 札幌高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官 坂本慶一

裁判官 北澤 晶

裁判官 石橋俊一